

## 参加記

# オーストラリアのレコードキーピングの過去・現在・未来

## The Past, Present, and Future of Recordkeeping in Australia

阿久津 美紀

Miki Akutsu

### はじめに

2022年11月26日(土)、オーストラリアからエイドリアン・カニンガム氏 (Adrian Cunningham) を招聘しての公開講演会が学習院大学で開催された。前週に引き続き行われた講演会は、対面・オンラインのハイブリッド形式で実施され、大変盛況であった。2回目の講演のテーマは「レコードキーピングにおいて世界を先導するオーストラリアの革新—それを支えた人々、出来事、環境— (The People, Events and Environment underpinning Australia's world-leading innovations in recordkeeping)」で、国際規格、レコードコンティニューム、シリーズシステムと記録管理の分野に多大な貢献をしてきたオーストラリアについて、レコードキーピングの観点から歴史を紐解いていただいた。

まず、当日の講演会で氏が話された内容を順番にトピックとして下記に示した。

- 先住民のレコードキーピング
- コロニアルレコードキーピング
- 20世紀初頭の発展
- イアン・マクリーンとオーストラリア政府公文書館創設の数十年
- ピーター・スコットと「シリーズ」システム
- 1970～1980年代にかけての結合強化
- 1990年代、オーストラリアのレコードキーピングの理論と実践の再出発
- ポスト保管主義とレコードコンティニューム
- 標準策定
- オーストラリアのアプローチに対する批判
- 最近の動向と今後の方向性

講演の内容は多岐にわたっており、オーストラリアのレコードキーピングに関する過去から現在までの出来事を網羅している。このように充実した内容で講演ができるのは、氏自身がオーストラリアの州立アーカイブズや国立公文書館などでアーキビストとして実務

に携わってきた一方で、実務の他にも国際標準化機構（ISO）や国際アーカイブズ会議（ICA）において国際的な仕事を担ってきたからに他ならない。限られた紙幅のため、筆者の研究関心から講演の内容をオーストラリアの記録管理の歴史と先住民の記録管理というトピックとして語られていた記憶のレコードキーピングの2つのテーマにまとめ、概観していきたい。

## 近代・現代の記録の管理を出発点として

中世や近世の公文書が存在しないオーストラリアが時代の新しいレコードキーピングに関心を寄せていき、オーストラリアにおいて国家規格、国際規格、そしてレコードコンティニュームといった理論が発展してきた過程が、前回の講演の中でも説明されてきた。そして、今回の講演でも語られていたように、中世や近世の公文書を多く保有し、そうした時代のレコードキーピングに重点を置いてきたヨーロッパの国々からの冷ややかな見方もオーストラリアのレコードキーピングの発展のための専門家たちのモチベーションに繋がってきたと言えるのではないだろうか。

オーストラリアへの入植は公文書の管理とも密接にかかわっている。1788年以降オーストラリアは、イギリスの流刑地として、流刑地の管理とイギリスへの報告のための記録を残す必要があったからである。例えば、その時代に作成された公文書として、1788年から1842年に約8万人の囚人が送られたニューサウスウェールズ州（以下、NSW州）は、他の州と同様に囚人たちの管理に関する記録を州立公文書館で公開している<sup>1)</sup>。公文書館のウェブサイトで提示している「囚人ガイド」では、「自分の家族に受刑者がいるかどうか、どうやって知ることができるのか？裁判や移送の記録、流刑地、解放、受刑者の家族など、どこから手をつけて、どのように記録を掘り下げていけばよいかを調べよう<sup>2)</sup>」と表記されている。カニンガム氏によれば、過去には「多くのオーストラリア人が、いわゆる「囚人の汚点」を忘れようとし、囚人制度に関する記録は失われる方が好ましい」と考えたそうだが、こうした考え方は時代を経て、変化した。実際にオーストラリアは、2010年にシドニーをはじめとする11の囚人遺跡群をユネスコの世界遺産群として登録している。このことは、負の遺産と捉えられていたものが、時代の変化に伴い、人々に受容される可能性を示唆している。

1980年代には、オーストラリア各地の組織的な腐敗から、公文書館に基準の設定と監視の役割を与えることが提言された。アーキビストが記録作成の「フロントエンド」で働くことは、電子記録のレコードキーピングに限らず、こうした腐敗を未然に防ぐ手立てにもなるはずだ。そうした意味でも、現在オーストラリアのアーキビストたちが取り組んでいる「盗まれた世代」として虐待を受けた先住民や児童福祉施設で養育されたケアリーヴァー

1—NSW State Archives,「囚人ガイド (Convicts Guide)」<<https://mhnsww.au/guides/convicts-guide/>> (最終アクセス日：2022年12月18日)

2—前掲注1。

たちに対する共同設計と参加型のレコードキーピングの重要性は今後も高まるであろう。それは、これまで自分の人生でありながら、多くの意思決定から遠ざけられてきた人たちが、自分を取り戻すためのプロセスでもある。また一方で、こうした記録に携わるアーキビストにとって、精神的な負担は避けられない問題でもある。組織の記録の管理やレファレンスへの対応を行うという、いわゆる矢面に立つ責任と当事者たちの処遇が書かれた深刻かつ個人的な守秘義務が求められる記録の狭間で、アーキビストは様々な不安や葛藤を抱えていることもある。

現在、オーストラリア・アーキビスト協会は、「アーカイブズを管理するための心的外傷（以下、トラウマ）に基づいたアプローチ」をオンライン学習コースとして提供している<sup>3)</sup>。このコースは、トラウマ情報に対する実践、アーカイブズ環境におけるトラウマ情報に対するアプローチ、トラウマの身代わり体験者の支援の3つの分野から構成される。コースでは、利用者が再びトラウマを負うリスクを軽減するとともに、スタッフの身代わりのトラウマにも言及している。こうしたトラウマとアーカイブズの関係を取り上げた論考も近年は増えており<sup>4)</sup>、記録がもたらす様々な影響を考慮することが求められている。

## 記憶のレコードキーピングをめぐる

オーストラリアの博物館やアーカイブズ機関のウェブサイトを見たり、使用したりしたときに、他の国の博物館やアーカイブズ機関とは異なる部分に気づいたことはあるだろうか。例えば、オーストラリアの博物館のウェブサイトアクセスすると最初に「オーストラリア博物館 (Australian Museum) は、ガディガル族 (Gadigal) を、博物館が位置する土地と水路の第一先住民族および伝統的管理者として尊重し、認めます。私たちは、過去・現在・未来の長老たちに敬意を表します。このウェブサイトには、アボリジニおよびトレス海峡諸島民の故人の名前、画像、音声が含まれている場合があります」との表示を目にすることになるであろう。このように、オーストラリアの歴史を考える上で、先住民である人たちの存在を忘れてはならない。

講演の冒頭で氏が話題にあげたのは、オーストラリアにおけるカカドゥ国立公園に代表されるような先住民の人々が残した洞窟壁画だけでなく、タンデルラム (Tanderrum) と呼ばれる条約締結の一種、メッセージ・スティックと呼ばれる記憶装置、ドリーミング

3— オンラインコースについての詳細は、オーストラリア・アーキビスト協会のウェブサイトから確認できる。Australian Society of Archivists, A trauma-informed approach to managing archives. <<https://www.archivists.org.au/events/event/a-trauma-informed-approach-to-managing-archives>> (最終アクセス日: 2022年12月18日)

4— トラウマとアーカイブズの関係について書かれた論文としては以下のようなものがある。Gilliland, AJ & Caswell, M. (2016). 'Records and its imaginaries: imagining the impossible, make possible the imagined.' *Archival Science*, vol. 16, no. 1, pp. 53-75. Evans, Ferrin. (2022). Love (and Loss) in the Time of COVID-19: Translating Trauma into an Archives of Embodied Immediacy.' *The American Archivist*, vol. 85, no. 1, pp. 15-29.

と呼ばれる信仰（思考）体系の3つの先住民の記録管理であった。氏はこの3つについて、マイケル・ピゴット（Michael Piggott）の著作を引用し、説明している。

ピゴットによれば、タンデルラムは、近隣のコミュニティを訪問する代表者が、狩猟や他国への安全な通行のために一時的に土地への立ち入りを許可される伝統的な合意儀式である。この儀式を行うことにより、訪問者の安全が保証された。現在のビクトリア州とNSW州の一部で行われていたこの儀式は、ホスト側の代表者（通常は一族の長）が、木の枝、葉、草、水、食べ物など、自分たちの土地の証しをゲストの代表者に正式に贈ることで承認された。訪問者に「保護ビザ」が発行されたことを証明する文書は、取引の当事者とその証人の記憶に保管され、ホストの権威によって真正かつ信頼できるものとされた<sup>5)</sup>。

そして、メッセージ・スティックは、何万年もの間、アボリジニの部族や民族間のコミュニケーション手段の1つとして、よく使われていた。メッセージは、棒に描かれ、刻まれ、そして手で運ばれた。メッセージ・スティックを携帯する者は、伝統的に他の国の領土に安全に入ることを許可され、保護された。自分の土地でメッセンジャーを見つけた人は、メッセンジャーを安全に民族の長老のもとへ届ける義務があった。使者は長老にメッセージを伝える。そして長老達は、メッセンジャーが自分達の土地を安全に移動できるようにする義務を負っていた。棒に刻まれたメッセージは（描く、彫る、燃やすなど）、主にメッセンジャーが伝えるための「促し」であり、メッセージがそれぞれの異なる民族の長老に一貫して伝わるようにするために、典型的なメッセージの内容は、儀式、紛争、招待、警告、会議、イベント、ハプニングの告知などであった<sup>6)</sup>。

ドリーミングに関しては、1994年にテリー・クック（Terry Cook）が、記録の背後には、記録する行為とその必要性があることに言及している。これは、電子的な記録に焦点を当ててはいたが、それでもクックは「記憶を創造し維持する」ことの深い必要性を指摘した<sup>7)</sup>。その必要性は、「オーストラリアとカナダのアボリジニと先住民のコミュニティにとって」<sup>8)</sup>依然として大きな意味をもっている。1788年当時、オーストラリア先住民は、ヨーロッパ人を含む無数の人々と何ら変わりはなかった。しかし、西洋の狭い意味での読み書きを必要とせずに生活していた。日々の記録は、認識、記憶、判断、推論といった意味での「認知」であった。過去の行動、出来事、思考、学んだこと、身につけた知識は記憶される。その持続性は、心理的、文化的、その他の要因によって重要なものとして固定され、反復されることによって、共有の記憶として一括して保存されない限り、忘却の彼

5—タンデルラム、メッセージ・スティック、ドリーミングについての説明はそれぞれピゴットの文献を参考にまとめている。Piggott, Michael. (2012). 'Acknowledging Indigenous Recordkeeping.' *Archives and societal provenance : Australian essays*, Oxford : Chandos Pub, pp. 256-262.

6—前掲注5。

7—Cook, Terry. (1994). 'Electronic records, paper minds: the revolution in information management and archives in the post-custodial and post-modernist era,' *Archives and Manuscripts*, vol. 22, no. 2, p. 302.

8—前掲注7。

方へと向かっていくのである。このような文化的な評価設定が<sup>9)</sup>、オーストラリア先住民の記録管理を、先に述べたような無数の記録管理とは異なるものにしていく。

2005年にスー・マケミッシュ (Sue McKemmish) が書いているように、「アーカイブズの形態としてのオラリティ (口述) は、近代西洋のアーカイブズの言説において、決して真剣に考察されたことはない」<sup>10)</sup>のである。これには、口承文化が (過去にも現在にも) 記録管理を実践した、あるいは実践していることへの否定もみてとれる。先史時代と歴史時代という区分が研究者によって長年にわたって確立されたことが、記録に関する見方を長い期間を経ても固定化してきたと言える。しかし2007年には、先住民族の権利に関する国際連合宣言が採決され、文化、アイデンティティ、言語、健康、教育、雇用に関する権利を含め、先住民族の個人および集団の権利が定められた。その第11条の文化的伝統と慣習の権利では、先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる自らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれると述べられている。こうした先住民族の権利を認める世界的動きも、オーストラリア先住民に特有な記録管理を受容していくことに関係しているのではないだろうか。

この数十年間で記録の考え方には大きな変化があり、エリザベス・シェパード (Elizabeth Shepherd) が「最近、記録の概念は、物語、あらゆる種類の口述、ダンス、歌、絵画を含む他の文化的対象など、異なる文化や伝統からの記録を含むように拡張されている」<sup>11)</sup>と述べるように、端的に記録の意味の拡張に触れている論考も見受けられる。シェパードが言及するような「記録」の認識も次第に広がり、オーストラリアにおいても様々なプロジェクトが開始された。

口述記録の大規模プロジェクトとしては、オーストラリアのアボリジニやトレス海峡諸島民の人々と緊密に相談しながら構成されたオーストラリアの国立公文書館の展示会「2つの世界の間で (Between Two Worlds)」や、19世紀から20世紀の間に政府の政策によって家族から引き離された当時に、まだ子どもだった人々の経験などを聞き取りした「彼ら、彼女らを家に連れて帰る (Bring them Home)」という報告書<sup>12)</sup>も含まれる。こうしたプロジェクトは、それまでも多くの記録の対象者であり、記録される側であった先住民たちが自らの隔離の経験を語ることで、これまで知ることがなかった側面を我々に見せてくれている。

9—前掲注7。

10—McKemmish Sue. et al. (eds), (2005). *Archives: Recordkeeping in Society* (Wagga Wagga: Centre for Information Studies, Charles Sturt University), p.18.

11—Shepherd, Elizabeth. (2010). 'Archival science,' *Encyclopedia of Library and Information Sciences*, Vol. 1 (Boca Raton, FL: CRC Press), p. 180.

12—Human Rights and Equal Opportunity Commission. (1997). *Bringing Them Home : Report of the National Inquiry into the Separation of Aboriginal and Torres Strait Islander Children from Their Families*.



「Bring them Home」報告書では、「調査は、決して「過去を掘り起こす」ために行っているわけではありません。真実は、オーストラリア先住民の生活を破壊し続ける過去が、今日も私たちとともにあるということです」と記されている<sup>13)</sup>。このことは、先住民に起こったことが過去の出来事ではなく現在も続いていることを物語っている。それは、健康、雇用、教育、生活条件、自尊心の観点から現在に続く数々の先住民が抱える課題や家族との別離による悲しみや喪失が、これまでの隔離政策の影響を受けていることとも関係している。

講演の中で触れられたスー・マケミッシュによる論考「Evidence of Me」は、「個人のレコードキーピングの本質と、個人の生活を目撃し、社会の集合的な記憶と文化的アイデンティティの一部を構成するというその役割について、幅広い社会的要請を探る」<sup>14)</sup>とともに、「個人のレコードキーピングの行為の範囲や、個人のアーカイブズを個人の人生の境界を越えて、集合的なアーカイブズに持ち込む際にアーキビストが果たす役割、つまり、私という証拠が私たちという証拠になる方法についても考察している」<sup>15)</sup>。これからは、先住民という口述を尊重した人々、または、子どもとして施設で養育され、記録する側にいなかった人々をどのように「私の記録」から「私たちの証拠」に昇華していくのか、という支援もアーキビストに求められる気がしている。

## 未来に向けて

講演終了後には、参加者からいくつかの質問があがった。質問の内容は、前述したスー・マケミッシュの「Evidence of me」に関するテリー・クックやヴァーン・ハリス (Verne Harris) からの批判に対してのオーストラリアのアーキビストたちの受け止め方や、オーストラリアの国立公文書館が2020年より電子記録の保存のためにアメリカの企業である Preservica と結んだパートナーシップに関するものなど多岐にわたっていたが、氏はどの質問にも丁寧に、真摯に答えてくれた。そのいくつかの内容は、今後の日本のアーカイブズ学の制度や教育の発展のためにも重要なものであったと筆者は感じたため、参加できなかった方のためにもここで共有しておきたい。

着目した質問は、「日本の国立公文書館は制度的にまだ弱い立場にあるが、その中で専門職のアーキビストとして何かできることがあれば、ご助言をいただきたい」という趣旨の発言である。講演では、1970年代から1980年代にかけてまだ公文書館法が成立していなかったオーストラリアの国立公文書館が、法制上の権限を全くもたなかったため、単に行政指導と各省庁の善意に頼って、その職務を遂行していたことが明かされた。氏によれば、質問にあるような国立公文書館を取り巻く状況は日本だけでなく、世界的に見受けられるとのことで、こうした状況に、アーキビストは戦略的に対応していく必要があるとして、

13——前掲注12 (Part 1 Introduction, ページなし)。

14——McKemmish Sue. (1996). 'Evidence of me.' *Archives & Manuscripts*, vol. 24, no. 1, p. 28.

15——前掲注14。

いくつかの助言を授けてくれた。

まず、啓発活動が必要だということである。啓発活動の必要性は、日本の多くの公文書館や民間のアーカイブズ機関で働く専門職は常に感じていることだと推察する。アーキビストは現場の職員に対して助言や支援、標準の作成は提供できるが、代わりにレコードキーピングをすることはできない。そのため、レコードキーピングがいかに重要であるかを現場の職員に説明し、理解し、実行してもらう必要がある。このためにこれまで、アーカイブズの歴史や文化的な部分を強調することが多かったのではないかと思うが、それでは政府や行政機関にはひびかない。歴史や文化を中心に置いた対話ではなく、レコードキーピングがもたらす、行政側を含む現場側の利点を説明する。そして、レコードマネージャーや現場の職員だけでなく、トップにより近い人に説明することをカニンガム氏は強調していた。また、こうした啓発活動を推進していくことも重要ではあるが、より法的拘束力が強い罰則規定を盛り込んだ法律の整備は啓発活動に勝るとのことだった。

啓発活動と類似するものとして、オーストラリアにおける教育現場へのアウトリーチ活動や連携に関する質問があがった。オーストラリアでは、アウトリーチ活動や教育現場との連携に法的根拠はなく、アーキビストがカリキュラムを開発したり、教育関係者にアーカイブズの利用について伝えてきたりしたことがきっかけになり、現在ではウェブサイトを通じて提供するサービスの発展を見せている。また、国立公文書館のキャンベラ分館では、社会科学見学や高校生の修学旅行先として訪問してもらうことで、業務を知ってもらう機会にしている。若い世代の認知度を高めることで、利用者の裾野を広げることは日本のアーカイブズ教育の中でも更に力を注いでいきたいところである。

カニンガム氏の講演には、これから記録に関わる専門職がとるべき行動のヒントが多く隠されていたのではないかとこの参加記と向き合い、改めて思い返している。特に、国立公文書館の職員が1年間通常業務を休み、モナシュ大学で学ぶ機会を得られることは、国立公文書館の職員だけでなく、大学側にとってもアーカイブズの現場の課題を認識できる良い機会であるのではないだろうか。今後日本においても、このようにレコードキーピングに関わる職員、研究者、利用者が様々な立場で常に新しい知識を吸収し、またそれぞれが交流する場が増え、レコードキーピングの重要性が社会的により高まることを期待したい。